第二回　六光会

同窓会総会資料

箕面市立第六中学校同窓会

平成 26 年 6 月 29 日(日)

開催　10:00　特活室

http://minoh6chu.com/

https://www.facebook.com/minoh6chucom

目　次

- 開会の挨拶
- 平成 24 年度会計監査報告
- 平成 25 年度会計報告（案）
- 平成 25 年度会計監査報告
- 平成 25 年度事業報告（案）
- 平成 26 年度会計予算（案）
- 平成 26 年度事業計画（案）
- 閉会の挨拶

会長	大城　康晴(1 期生)	
副会長	藤田　貴支(2 期生)	山本　美枝(3 期生)
会計	刈谷　考宏(6 期生)	里村　潔(現校長)
会計監査	大崎　三雅(1 期生)	野口　敦史(3 期生)
書記	岩村　英樹(2 期生)	西岡　博史(6 期生)

平成 24 年度会計監査報告

平成２４年度会計報告書（案）

収支報告

【収入の部】　　　　　　　　　　　　　　　　単位:円

費目	金額	摘要（平成２１年以降）
繰越金	7,377,620	
受取利息	75	
合計	7,377,695	

【支出の部】　　　　　　　　　　　　　　　　単位:円

費目	金額	摘要（平成２１年以降）
同窓会全体会費	27,068	お菓子、飲み物、等（平成21年11月23日　全体同窓会）
広告費	73,624	平成21年11月23日　全体同窓会のﾊﾟﾄﾞ広告・ﾎﾟｽﾀｰ印刷、ﾚﾝﾀﾙｻｰﾊﾞｰ代、等
記録費	2,400	ＣＤ－Ｒ
通信費	410,830	はがき約６０００枚、料金後納郵送料、等
事務費	58,724	ﾌﾟﾘﾝﾀｰｲﾝｸ代
会議費	94,460	会場使用料、飲み物、等
委託費	171,840	卒業生名簿管理会社（ｻﾗﾄ）への委託料　等
雑費	4,120	振込み手数料　等
合計	843,066	

￥7,377695　－　￥843,066　＝　￥6,534,629
（　収入合計　－　支出合計　＝　差引金額　）

会計監査　大崎　三雅

会計監査　野口　敦史

平成 25 年度会計報告(案)

収支報告

【収入の部】 単位:円

費目	金額	摘要
繰越金	6,561,268	
受取利息	641	
会費	168,000	平成25年度28期生　卒業生168名
全体同窓会会費	339,000	平成25年6月9日　全体同窓会参加者会費
合計	7,068,909	

【支出の部】 単位:円

費目	金額	摘要
全体同窓会会費	500,000	平成25年6月9日　会場費支払
特別支出	100,000	平成25年11月23日　六中三十周年　寄付
委託費	168,887	卒業生名簿管理　委託料　等
広告費	2,100	平成25年6月9日全体同窓会　ぱど広告
合計	770,987	

￥7,068,909　－　￥770,987　＝　￥6,297,922

（　収入合計　－　支出合計　＝　差引金額　）

会計監査　大崎　三雅

会計監査　野口　敦史

平成 25 年度事業報告（案）

・WEBサイトの充実

閲覧者増加に伴いホームページ上位プランに変更　（H25.7.9）
facebook サイト作成　https://www.facebook.com/minoh6chucom　（H25.7.13）
ウィキペディア情報追加　（H25.8.21）

・第一回総会の報告　（H25.6.9）

（詳細はホームページ）　（facebook で動画掲載）

・サラト解約の報告　（H25.6.30）

・サービス内容不十分で同窓会実行メンバーで管理可能
・サラトメルマガ 1 通 1 万円（パソコンのみ）
　現在は、600 円/月で毎日でも送信可能。（携帯メール可能）
　メルマガ会員自動登録システム　現在 823 名登録済
・ホームページ随時更新可能
・問合せに対して迅速に可能
・各期の同窓会に柔軟に助成可能
・年間維持費の節約
　サラト年間維持費 126,000 円 → 80,380 円

・普通会員の住所録管理整理

1～27 期生整理完了　（整理表参照）

	住所判明	住所不明	逝去	不掲載希望	合計
1期生	219	194	2		415
2期生	254	185			439
3期生	277	145	1		423
4期生	249	165	2		416
5期生	252	155			407
6期生	244	94	1		339
7期生	194	166	1		361
8期生	150	134		1	285
9期生	180	128			308
10期生	117	118			235
11期生	156	78		1	235
12期生	144	93			237
13期生	145	92			237
14期生	126	82		1	209
15期生	148	68		1	217
16期生	146	81			227
17期生	146	65			211
18期生	161	51			212
19期生	123	44			167
20期生	117	40			157
21期生	143	18			161
22期生	146	28			174
23期生	138	20			158
24期生	154	11			165
25期生	157	3			160
26期生	184	11			195
27期生	179	6			185
合計	4649	2275	7	4	6935

・学校行事の助成

・30 周年記念式典　（記念品作成・リーフレット等）
・28 期生卒業式参加　（H26.3.14）

平成 26 年度会計予算(案)

予算の部

【収入の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位:円

科目	金額	摘要
繰越金	6,297,922	
受取利息	0	
会費	160,000	平成26年度29期生　卒業生160名(予定)
臨時会費	0	
合計	6,457,922	

【支出の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位:円

科目	金額	摘要
会議費	5,000	
総会費	5,000	
活動費	5,000	
寄付金	5,000	
事務費	200,000	卒業生名簿管理　委託料　等
備品購入費	5,000	
慶弔費	5,000	
合計	230,000	

¥6,457,922　－　¥230,000　＝　¥6,227,922

(　収入合計　－　支出合計　＝　差引金額　)

会計監査	大崎　三雅
会計監査	野口　敦史

平成 26 年度事業計画（案）

・会員の住所録管理整理

- ・普通会員 28 期生住所録追加
- ・特別会員（先生）の住所録追加
- ・メルマガ会員の人数を増やす
- ・住所不明者の捜索方法の検討

・29 期生卒業式参加

六光会からの卒業生への手紙

・各期の同窓会の助成方法の具体化

① 受付

- ・ホームページからメールで受付
- ・母校に連絡

② 助成方法

- ・ホームページ（http://minoh6chu.com/）掲載
- ・facebook サイト掲載
- ・メルマガ配信
- ・はがき作成

A：往復はがき→返事は往復はがきとメール （六光会から助成金なし）

・必要経費：往復はがき代・印刷代・はがきデザイン料等（サラトの費用参照）
（住所変更情報が同窓会側で管理できない）

B:官製はがき→返事はメールのみ （六光会から助成金あり）

- ・六光会負担経費：はがき代・印刷代・はがきデザイン料等
- ・各期の幹事に送信リスト（名前のみ）を渡す。
- ・返事をメールで受信（○○○@minoh6chu.com）メルマガに自動登録
- ・受信メールを幹事へ転送
- ・（住所変更が同窓会側で管理可能）

③ 入金請求管理方法

・各期の幹事に請求書

・会則変更案

・（旧）　第 5 章　第 12 条　定時総会は、毎年6月最終日曜日に母校**体育館**で開催する。

・（新）　第 5 章　第 12 条　定時総会は、毎年6月最終日曜日に母校で開催する。

修正後の会則（案）

会　則

第１章　総　則

第１条
本会は箕面市立第六中学校同窓会【六光会（ろっこうかい）　】と称し、本部を箕面市立第六中学校内に置く。

第２条
本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展を助けることを目的とする。

第３条
本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
(1)　ホームページによる情報提供
(2)　会員の所在地管理
(3)　各期同窓会の助成
(4)　その他必要な事項

第２章　会　員

第４条
本会の会員は、次のとおりとする。
(1) 箕面市立第六中学校卒業生（普通会員）
(2) 箕面市立第六中学校現旧教職員（特別会員）
(3) 母校に在籍したことのある者で第３章第９条に規定する役員会の承認を得た者

第５条
普通会員は、第６章第１７条に規定する会費を納入し、身上に異動がある時はすみやかに本部に連絡する。

第３章　役　員

第６条
本会には次の役員を置き、その任期は２年間とする。（ただし、再任を妨げない。）
(1)　会長１名
(2)　副会長２名以上
(3)　会計２名（内１名は、母校現教職員とする）
(4)　書記２名
(5)　会計監査２名

第７条
会長、副会長、会計、書記、会計監査は、会員の中から選出し、総会で承認を得る。

第８条
役員の役割は次のとおりとする。
(1)　会　長：会務を統括し、総会及び第４章第１０条に規定する役員会の召集及び議長を務める。
(2)　副会長：会長を補佐し、会長に支障がある時は、これを代行する。
(3)　会　計：本会の経理及び財務を担当する。
(4)　書記：議事録の作成を担当する。
(5)　会計監査：本会の財務を監査する。

第９条
役員会は、役員で構成する。 毎年１回以上開催する。また、役員の３分の２以上の要求があったときに会長が招集する。

第４章　役員会

第10条
役員会は、次の事項を審議する。
(1)　事業計画及び収支予算書
(2)　事業報告書・収支決算書及び財産目録
(3)　会長・副会長・会計・書記・会計監査の選出
(4)　会則ならびに付則の制定・変更
(5)　その他　重要事項

第11条
役員会の議事は、出席会員の過半数をもって決める。ただし、会則の変更は、出席役員の３分の２以上の賛成を必要とする。

第５章　総　会

第12条
定時総会は、毎年６月最終日曜日に母校で開催する。臨時総会は、役員会で必要と認めたとき、開催することができる。

第13条
定時総会には、会務の報告を必要とする。

第14条
総会の議事は、（本会則の定めがある場合を除いては、）出席会員の過半数をもって決める。

第６章　会　計

第15条
本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれに充当する。

第16条
普通会員は、会費として卒業時に1000 円を納付する。ただし、第４条３項に該当する者は、会費の納付をもって会員とする。また、納付された会費については、原則返還しない。

第17条
普通会員は、臨時に会費を納付することができる。

第18条
本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

第７章　補　足

第19条
本会則の範囲内で、その運営に必要な細則を定めることができる。

第20条
この会則は、平成 25 年６月９日より施行する。